

喜界町キャラクターの利用及び取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜界町（以下「町」という。）のキャラクター「よろこびと」のデザインの利用及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めた基本デザイン（別表）及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(キャラクターに関する権利及び事務)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は町に属する。

2 キャラクターの利用及び取扱いに関する事務は企画課で行うものとする。

(利用の申請)

第4条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、食品以外の商品等に利用する場合は、喜界町キャラクターよろこびと利用許諾申請書（食品以外の商品等）（別記第1号様式）に、食品等に利用する場合は、喜界町キャラクターよろこびと利用許諾申請書（食品等）（別記第2号様式）に、その他商品以外に利用する場合は、喜界町キャラクターよろこびと利用許諾申請書（その他商品以外）（別記第3号様式）に、必要な書類を添付して町長に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 町の関係機関が使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 町内の集落が営利を目的としない集落活動で使用するとき。
- (5) そのほか、町長が適当と認めたとき。

(利用の許諾等)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 町の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 喜界町の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのある場合
- (3) キャラクターを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれのある場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) キャラクターの著しい変形でキャラクターの利用が適当でないと認められる場合
- (10) そのほか、町長がキャラクターの使用について不相当と認めた場合

2 町長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは喜界町キャラクターよろこびと利用許諾書(別記第4号様式)を申請者へ交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、キャラクターの利用方法その他について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用料については、無料とする。

(利用許諾期間)

第7条 利用許諾期間は、許諾日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 利用者は、これを譲渡、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号をその商品、放送又は広告等に明示すること。
- (5) 当該利用に係る物件等の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができるものとする。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用者が、許諾された内容について変更しようとする場合は、喜界町キャラクターよろこびと利用許諾内容変更申請書(別記第5号様式。以下「変更申請書」という。)を町長に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書が提出された場合には、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを許諾し、喜界町キャラクターよろこびと利用変更許諾書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(許諾の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾を取消し、利用者に対し利用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、利用者は利用許諾の取消しの日から利用することができないものとする。

- (1) 利用者がこの要綱に定める規定に違反した場合

- (2) 利用者が第5条規定に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められる場合

2 町長は利用許諾の取消しを行った場合、喜界町キャラクターよろこびと利用許諾取消通知書（別記第7号様式）を利用者へ交付するものとする。

3 町長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 町長は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（損失補償等の責任）

第11条 町は、キャラクターの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者はキャラクターを利用した商品等の^{かし}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの利用及び取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。